

労働法の基礎講座

第18回



【労働時間】 時間外労働（制限されるケースと非常時の対応）

以下の労働者・業務は、36協定の締結・届出（第16回参照）を行った場合であっても、時間外・休日労働が制限されます。

対象者	時間外労働	休日労働	深夜労働 (午後10時～ 午前5時)
年少者（満18歳未満）	不可	不可	原則不可
妊産婦（妊娠中又は産後 1年を経過しない女性）	請求があれば 不可	請求があれば 不可	請求があれば 不可
危険有害業務（※1）	1日2時間以内（※2）	—	—
育児・介護中（※3）	請求があれば 1か月24時間以内 1年150時間以内（※4）	—	—

※1 坑内での労働、著しく高温・低温な場所での業務や有害物を取り扱う業務など

※2 1日2時間以内であっても、労働者の健康への影響を考慮し恒常的な時間外とならないよう注意しましょう。

※3 育児中は小学校入学前の子を養育する者、介護中は要介護状態にある家族の介護を行う者のことをいいます。

※4 表では、法定労働時間（1日8時間・1週40時間）を超える時間外労働の制限について解説していますが、育児・介護中の労働者から請求があった場合、事業の正常な運営が妨げられる場合を除き、所定労働時間を超える労働も制限されます。詳しくは、「育児・介護休業法のあらまし」の「12 所定外労働の制限」、「13 時間外労働の制限」を[こちら](#)からご参照ください。

■ 非常時の時間外・休日労働

災害その他避けることができない事由によって、臨時的に時間外・休日労働が必要となる場合は、労働基準監督署長の許可を得ることで、必要な限度で労働させることができます。

許可の対象となるケース

- ・地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災など災害への対応
- ・事業の運営が不可能となるような突発的な機械、設備などの故障の修理、システム障害の復旧 など

許可の対象とならないケース

- ・単なる業務の繁忙や、これに準じた経営上の必要による場合

このような場合は、36協定（第16回参照）で対応し、人員配置や勤務体制の見直し、業務効率化なども進めましょう



事前に許可を得る時間的余裕がない場合は、事後に遅滞なく所轄の労働基準監督署長へ届出を行ってください。



前ページの妊産婦から請求があった場合は、非常時についても時間外・休日労働を行わせることはできません。

